

令和 7 年 3 月 1 1 日

津市立小学校・義務教育学校（前期課程）
保護者の皆様

津 市 教 育 委 員 会

津市立中学校の休日における部活動の方向性について

保護者の皆様には、平素より本市の教育にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国（スポーツ庁・文化庁）は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめを令和 6 年 1 2 月に公表し、令和 8 年度から令和 1 3 年度までを「改革実行期間」と位置づけ、令和 1 3 年度までに原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すと示しています。

本市におきましても、令和 5 年度より設置している「津市部活動在り方検討委員会」において、休日の部活動の地域展開等について、検討を進めており、令和 8 年夏（3 年生の活動終了）以降、休日の部活動については、期限を決めて、活動人数等に応じて地域ごとに拠点を置き、生徒が集まって活動（拠点型部活動）することとしました。

このことに向け、令和 7 年度には、保護者・教員・児童生徒への意向調査を実施して、今後の休日のスポーツ・文化活動の在り方の検討に資するとともに、休日の部活動の改革に向け、準備を進めてまいります。

つきましては、本市では全ての市立中学校及び義務教育学校において、下記のとおり実施いたしますので、皆様のご理解ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

記

1 令和 8 年度夏以降の休日の部活動について

令和 8 年度中学校 3 年生の活動終了後は、休日の運動部活動について、拠点型部活動を実施します。

※ 現在のところ、文化部活動については、学校単位での部活動を継続する予定です。

※ 平日の活動はこれまで通り学校単位で実施します。

2 拠点型部活動について

(1) 休日の運動部活動について、これまでの学校単位での部活動ではなく、活動人数等に応じて地域ごとに拠点を置き、拠点校に希望する生徒が集まって活動します。

(2) 学校部活動として行いますので、指導は教員が中心となって行います。また、移動や活動中の怪我等につきましては、独立行政法人日本スポーツ

振興センターの災害給付が適用されます。

- (3) 会場は拠点校の学校施設が基本となります。

※ 練習計画により、他校や他の施設での活動となることもあります。

- (4) 拠点型部活動への参加については任意とします。

- (5) 拠点型部活動は、国の示す地域クラブ活動等への地域展開を円滑に進める目的で実施します。そのため、令和11年度を目途として、拠点型部活動を含む休日の活動は、学校部活動から地域クラブ活動へと地域展開を図る予定です。

- (6) 地域クラブ活動とは、学校外の活動として、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することを目的として行われる活動です。指導は原則、地域の指導者が行います。

3 その他

- (1) 休日の活動について、現在小学6年生のお子さんは、中学校2年生の1学期中は、学校単位での学校部活動に参加できます。中学校2年生の夏以降は、拠点型部活動に参加することができます。
- (2) 休日の活動について、現在小学5年生のお子さんは、中学校入学後の1学期中は、学校単位での学校部活動に参加できます。中学校1年生の夏以降は、拠点型部活動に参加することができます。
- (3) 令和7年度の部活動の方向性については、別添チラシ「令和7年度の津市立中学校における部活動」をご参照ください。

お問い合わせ先 事務担当
津市教育委員会事務局
学校教育部 教育研究支援課
生徒指導・保健担当
電話番号 229-3293